

## 通信教育の適正な実施及び運営の確保に向けて

### 1. 法令上義務付けられている情報公開状況の把握と共有

○ 通信制高校は、その教育活動に関する状況について情報公開をする義務を負うことが明確化されているにもかかわらず、依然として情報公開ができていない学校が多くある。特にサテライト施設ごとに教育活動等の情報を公開できている学校は少ない。

○ そのため、まずもって法令上義務付けられている情報公開が徹底されるよう、文科省としても各学校の情報公開の実施状況を把握・共有すべきではないか。そのうえで、情報公開がなされていない場合には、下記2の是正措置等を講じていくべきではないか。また公開情報の検索・閲覧・比較等を生徒・保護者・教職員・所轄庁等の関係者が容易に行えるように、公開情報を通信制高校プラットフォームなどに集約できるような仕組みを構築することも検討すべきではないか。

○ また、これらの情報公開義務を徹底していく観点から、点検調査の実施方法については、対象校が年に数十校に限定されている実地調査のみによるのではなく、①通信制高校及びそのサテライト施設の全校・全施設に対して、情報公開すべき内容が公開されているか否かの書面調査を実施するとともに、②書面調査の結果として情報公開が実施されていない学校や法令違反の疑いが見受けられる学校等を中心としてオンラインでの聞き取り調査もしくは実地調査を行うものとしていくべきではないか。

### 2. 法令違反等が発覚した場合の是正措置等の明確化

○ 現行制度上、私学助成の減額措置を採ることができるものの、実際に適用されたケースは収容定員を超過して生徒を入学させた場合のみにとどまっており、活用されていないと聞く。そのため、通信教育実施計画の作成・公表ができていないケース、サテライト施設ごとの定員、教職員数等の情報公開していないケースなど、収容定員超過に限らず法令違反が見られる場合には、私学助成の減額措置・停止がなされ得る旨を改めて周知して、実効的な運用を図っていくべきではないか。併せて、法令違反が見られる場合には、国民への適切な情報提供や正しい情報に基づく高校選択に資するよう、法令違反の内容及び学校名を公表することもできるようにすべきではないか。

○ また、法令違反が改善されない場合には、所轄庁が、学校閉鎖命令（学教法13条1項）の一部適用として、当該サテライト施設との連携協力を解除する旨の命令（又は当該サテライト施設における次年度以降の募集停止の命令）を学校に発出できる旨を明確化し、文科省から周知・徹底すべきではないか。

○ 現行の景品表示法上であっても、例えば、サテライト施設であるにもかかわらず、高校卒業資格を取得できる高等学校そのものであるかのように表示するなど、生徒募集に当たって優良誤認表示・有利誤認表示等の不当な広告表示が認められる場合には、消費者庁長官による措置命令の対象になり得るはずであるにもかかわらず、そのような権限行使は行われていないと聞く。生徒及び保護者が正しい情報に基づき高校選択を行うことができるよう、不当な広告表示に対しては是正措置を講じていくべきである。そのため、文科省及び消費者庁は、通信制高校及びそのサテライト施設が行う生徒募集の際の表示に関して、不当な表示による誤認を防ぎ、排除していくことができるよう、措置命令の対象になり得る不当な表示の事例やリストを整理して周知を徹底していくとともに、通信制高校及びそのサテライト施設の特異性を踏まえた措置命令の権限行使に関する運用フローを明確化していくべきではないか。

### **3. 通報・相談窓口の明確化**

○ 通信制高校が法令やガイドライン等に違反していると疑われる場合に、当該高校の教職員、保護者、生徒等が内部告発や通報・相談することができるよう（また法令違反等への抑止力を働かせるために）、通報・相談窓口を明確化して周知徹底を図るべきではないか。

### **4. 通信制に関する学習コンテンツ及び研修の充実**

○ 通信教育の適正な実施及び運営の確保と通信制の質の維持・向上に向けて、通信制高校の管理職・教職員及び所轄庁向けの学習（研修）コンテンツを教職員支援機構等とも連携し充実させていくとともに、オンデマンドでの学習コンテンツの受講に加えオンライン同時双方向型の研修も含めて継続的な学習及び研修の実施を推進すべきではないか。